指定旅館制度・調査結果（2020.3 実施）

■　指定旅館制度に関するアンケート調査結果

各互助団体で独自に実施している指定旅館制度の取組や会員への宿泊助成（補助）の実施状況のほか、全教互指定旅館についての会員への周知の取組を把握するため、今年 3 月にアンケート調査を実施しました。この度、その結果の概要がまとまりましたのでお知らせします。

Ⅰ　各互助団体の指定旅館制度について

1　宿泊利用補助事業の実施状況について（64 団体中）

・実施している　　［35 団体］（55%）
・実施していない　［29 団体］（45%）

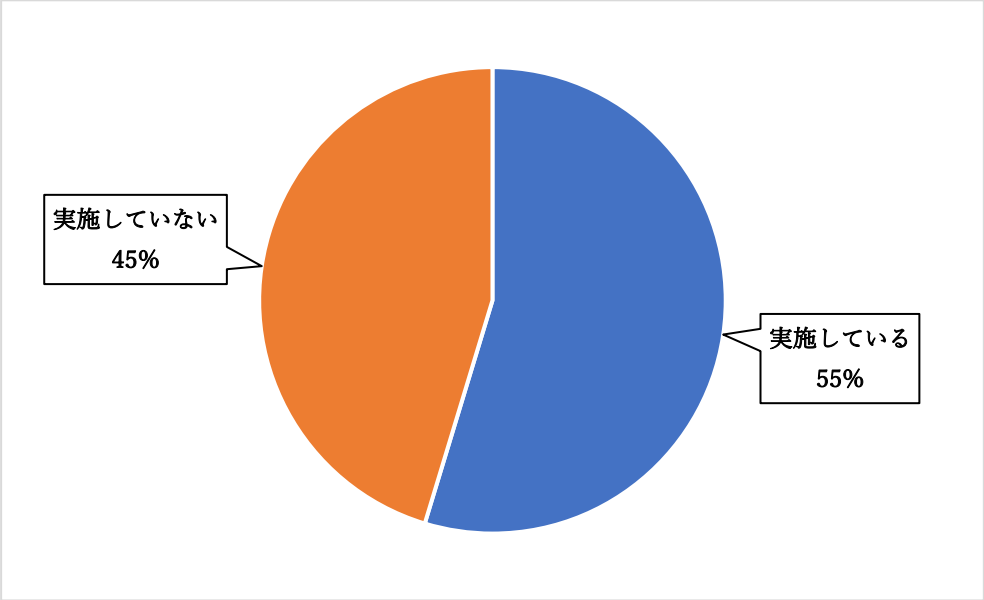

※ 実施 35 団体中、全教互指定旅館（全部又は一部）を利用補助の対象にしている団体［22 団体］（63%）（このうち、全部を対象にしている団体は 5 団体）

2　利用補助事業の対象者及び補助金額について（35 団体中）

（1）1 泊あたり補助金額

・500 円［1 団体：継続会員］、1,000 円［4 団体］～10,000 円［年度内限度額：1 団体］
・最多 2,000 円　［18 団体］　（51%：対象者や施設により 2,000 円の場合を含む）
・その他
　特定年齢（35 歳～60 歳の 5 歳ごとに 8,000 円限度で補助　［1 団体］
　リフレッシュ利用券（宿泊施設含む）6,000 円を配布　［1 団体］
　公立学校共済保養所や直営施設とそれ以外の宿泊施設で補助金額に差［2 団体］など

（2）年間の補助限度泊数

・1 泊［4 団体］～限度なし　［7 団体］
・最多　3 泊［7 団体］（20%）と限度なし［7 団体］（20%）
・その他
　連泊の場合は 2 泊まで　［3 団体］、会員と家族の合計で泊数上限あり　［5 団体］

（3）補助対象家族の定義（記載のあった団体の例）

・家族の範囲
　配偶者のみ。健康保険の被扶養者。配偶者及び子、配偶者の父母。配偶者・親・小学生以上の子及び同居している同一世帯の祖父母・小学生以上の孫・兄弟姉妹。など

・子の年齢基準
3 歳以上。4 歳以上。小学生以上。6 歳以上。4 歳以上 22 歳以下でかつ所得なし。
小学生以上 18 歳以下。など

(4) 利用補助の流れについて

① 利用者が補助券を旅館に提出し、旅館が互助団体に対して補助金を請求する。
［24 団体］(69%)
※利用者（補助券を提出）→旅館（補助金を請求） → 互助団体

② 利用者が旅館発行の領収証を添付して互助団体に対して補助金を請求する。
［7 団体］(20%)
※利用者（支払い後領収証を添付して補助金を請求）→ 互助団体

③ その他［4 団体］(11%)
・利用補助券に施設の証明をしてもらい、利用者が互助団体に請求する。
・利用者が当会会員証を提示し、施設が互助団体に対して補助金を請求する。
・フロントで会員資格を確認し、宿泊料金から差し引く。
・福利厚生代行会社に委託

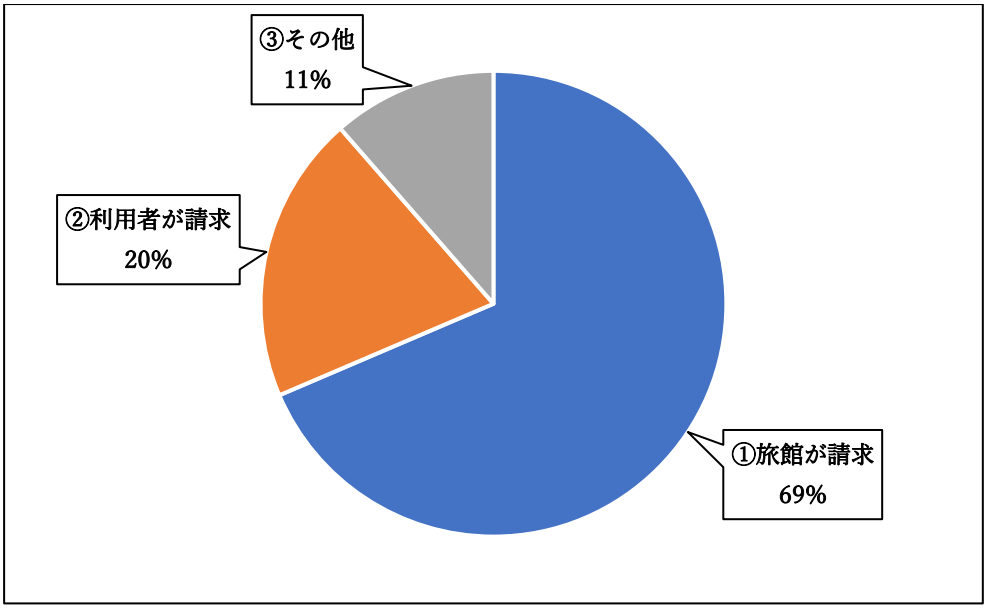

3 協定料金について（35 団体中）

(1) 協定料金の設定の有無

・設定あり ［13 団体］ (一部の施設のみ設定を含む) (37%)
・設定なし ［22 団体］ (63%)

(2) 協定料金と旅館の宿泊プラン料金（ネット料金を含む）との適用関係（13 団体中）

① 宿泊プラン料金に関わらず協定料金を適用する。
［1 団体］(8%)

② 宿泊プラン料金が協定料金より低廉な場合は、宿泊プラン料金を適用する。
［6 団体］(46%)

③ その他
［6 団体］(46%)
(施設により取扱いが異なる。施設が可の場合は宿泊プラン料金を適用する。など)

Ⅱ　全教互指定旅館制度について

(1) 旅のとも（チラシ）の配布先、全教互指定旅館 HP の紹介（複数回答可・64 団体中）

① 会員に配布している。　［19 団体］(30%)
② 学校等に配布している。　［15 団体］(23%)
③ 全教互指定旅館 HP を紹介している。　［18 団体］(28%)
④ その他　［26 団体］(41%)
- 来局者用に事務所に置いている。
- 県内他団体が行っている。
- 特にしていない。など

(2) 団体の指定旅館制度の利用補助の指定になる条件等について（一部抜粋・順不同）

- 会員等の保養・元気回復のための宿泊施設に適した施設設備や利用目的にあった立地条件等を備えていること。
- 消防法及び旅館業法に定められた基準に適合している施設であること。
- 会員からの指定要望が多数あること。
- 旅館側で当会補助券に関する契約・利用方法に異議のないこと。
- 互助会内審議機関で審査が必要。補助券の使用・請求手続きが可能なこと。
- 組合員の利用が見込める地域の施設であること。
- 必要書類を揃えて指定宿泊施設の申請をすれば可
- 当会で定める「指定施設契約基準」に準じる施設であること。
- 九ブロ指定宿泊施設の指定基準を満たすこと。
- 本会の宿泊補助の事務手続き（補助券により、宿泊料から補助額を差し引き、その分を月ごとにまとめて請求）を受託すること。　など

※ 以下、指定できない団体の理由など（一部抜粋・順不同）

- 会員のニーズに対応するため、旅館を指定しないで補助する等、事業を見直す予定
- 当会では利用補助事業を行っていない。現状で補助金給付は難しい。
- 当会では契約施設から手数料等を徴収しておらず、代わりに広告等は行っていないため、全教互指定旅館制度とは趣旨に相違がある。
- 指定見直しを実施。民間施設の指定を解除し公共の宿など公的施設を助成対象とした。
- 現在の指定している旅館の利用が少なく、さらに旅館を指定するのは難しい。
- 県内では直営施設があるため、その周辺の施設は認定しかねる。
- 指定せず会員が自由に宿泊施設を選択できる制度に変更する予定　　など

(3) 全教互指定旅館制度を今後どのように運営していくべきかについて（64 団体中）

① 現状どおり存続したほうがよい
［18 団体］(28%)
② 協定料金を変更する等、制度等を見直した上で存続したほうがよい
［9 団体］(14%)
③ 廃止したほうがよい
［4 団体］(6%)

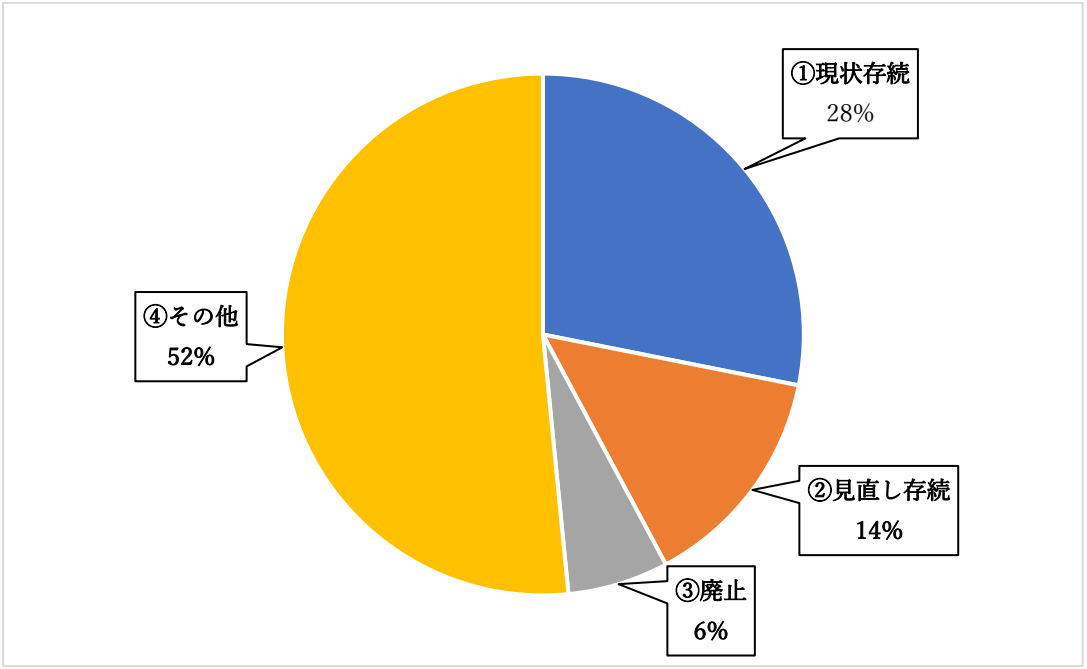

④　その他（無回答を含む）　　［33 団体］（52%）（一部抜粋）

- 廃止も含め実態（利用者等の状況）に応じて検討すべき。
- リピーターを増やす工夫が必要
- 利用者数など実態が不明のため回答しかねる。
- 団体により条件・状況が異なるため、全教互全体として取り組むのは困難

（4）全教互指定旅館制度へのご意見ご要望（自由記載・一部抜粋）

- 会員証割引事業との関係など整理することが必要
- 制度のメリット、デメリットを勘案したうえで、今後の方向性を検討すべき。
- 飛行機等とのセット宿泊やネット予約が現状。チラシのコストもあり廃止を含め検討したほうがいい。
- 全国の互助団体会員が利用出来るので、現状通りで良いと思う。
- 比較サイトやパック旅行に負けない工夫が必要で、現状の割引では勝負できていないのではないか。
- ネット予約が多くなっている現在、当組合においても宿泊補助件数が年々減少の傾向にある。大型娯楽施設や観光地のある地域の施設を充実すれば少しでも利用増加に繋がるのではないか。
- 料金設定をネットの比較サイトより有利に設定することが今後の事業継続にとって有効だと考える。
- 会員証割引事業の契約施設として統一した方が利用者にわかりやすいと思う。など

以上